

7. 産業廃棄物の不適正処理事案

7-1. 桑名市五反田事案に係る今後の対応

1. 1,4-ジオキサンによる汚染の状況

桑名市五反田の行政代執行現場で新たに判明した 1,4-ジオキサンの汚染について、これまでの調査結果から、汚染地下水の周辺への拡散範囲は不法投棄地から北東に約 40m、南東に約 20m の範囲と推定されます。

なお、不法投棄地に隣接する嘉例川への汚染地下水の浸出は確認されておらず、下流河川への影響はありません。

1,4-ジオキサンの検出状況

	遮水壁内	遮水壁外
検出地点	38 / 39 地点*	25 / 57 地点*
最大値	18mg/L (360 倍)	2.7mg/L (54 倍)
環境基準	0.05 mg/L	0.05 mg/L

*検出地点は 環境基準超過地点数 / 全調査地点数

1,4 ジオキサンによる汚染地下水は、現有水処理施設では浄化することができないことから、放流水による河川水への影響を防止するため、平成 22 年 3 月 30 日以降、地下水の揚水を停止しています。

また、河川水や地下水の水質について、定期的にモニタリング調査を実施していくとともに、さらに詳細な汚染の状況について把握するための調査を実施する予定です。

2. 原因者への法的措置

1,4-ジオキサンによる地下水汚染は、放置すれば生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることから、原因者に対して、平成 22 年 6 月 15 日付で廃棄物処理法に基づく措置命令を 1 法人、2 個人に対し発出しました。

(1) 根拠法令 廃棄物処理法第 19 条の 5

(2) 被命令者 <法人> 1 社

(原因者) (株) 七和工業 (員弁郡東員町)

<個人> 2 名

法人代表者、同法人元従業員

(3) 命令内容 地下水を汚染する廃棄物を撤去すること、及び、周辺の汚染地下水が環境基準に適合するよう浄化すること 等

3. 行政代執行による緊急措置の実施

原因者は、今回発出した措置命令に対して、履行することができないとの意思を示していることから（措置命令発出時に確認）、県は行政代執行で、1,4-ジオキサンのような汚染地下水の拡散を防止するための緊急的な措置として水処理施設の改良・補修等を行うこととし、それに要する費用については、産廃特措法による財政支援を受けるため、年度内を目途に大臣同意を得るよう、国に対して働きかけていきます。

なお、本事案については、平成17年度から19年度まで産廃特措法に基づく支障除去等事業を実施していることから、今回の新たな支障についても、再度支援が受けられるよう、去る5月19日に国の予算編成等に関する提言を行ったところであります。

4. 恒久対策の検討

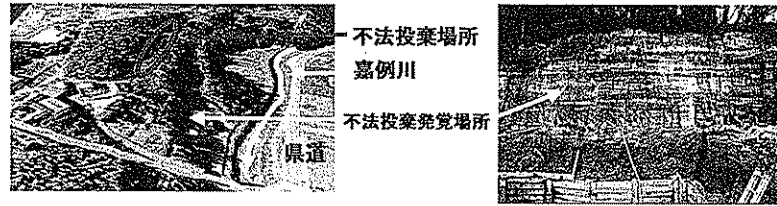
汚染を拡散防止するためには、緊急措置として汚染地下水の揚水処理が有効ですが、恒久的な安全確保には長期的な対策が必要であることから、引き続き本年度も北海道大学に研究委託を行い、技術的にも経済的にも実現可能な恒久対策について、検討を進めていきます。

(参考) 桑名市五反田事案

1 概要

【事案の概要】

- (1)不法投棄場所 桑名市大字五反田字多々星1701
- (2)不法投棄時期 平成7年～平成8年頃
- (3)原因者 (株)七和工業(産廃処理業・家屋解体業)
- (4)土地状況 山林(自社安定型処分場と称して埋立)
- (5)面積・投棄量 実測面積 2,906m²、投棄量 約30,000m³
- (6)主な投棄物 汚泥、燃え殻、鋳さい、がれき類等



【有害物質の主な検出状況】

- (1)投棄された廃棄物<溶出試験結果>
 - 1,2-ジクロロエタン 4.5mg/l(埋立判定基準の110倍)
 - ジクロロメタン 8.2mg/l(埋立判定基準の41倍)
- (2)投棄地内地下水
 - ジクロロメタン 54mg/l(環境基準の2,700倍)
 - 1,2-ジクロロエタン 6.7mg/l(環境基準の1,700倍)
- (3)周辺地下水
 - ジクロロメタン 2.0mg/l(環境基準の100倍)
 - ベンゼン 0.25mg/l(環境基準の25倍)

【国の支援】

平成13～16年度 産業廃棄物適正処理推進特別対策事業
 平成17～19年度 産廃特措法による支援
 (H17.3.31大臣同意)

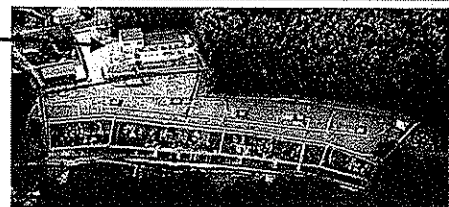
措置命令(H12.12.27/H13.11.9)

- 【対象者】(株)七和工業及び代表者等
- 【履行期限】H14.5.8(汚染の拡散防止対策)／
H18.11.8(汚染修復等)
- 【内容】汚染の拡散防止対策及び汚染修復等

行政代執行着手(H13.6.8)

汚染物質を含む地下水の流出防止のため、県が鉛直遮水壁及び水処理施設を設置し、汚染地下水の揚水浄化を実施

水処理施設



遮水壁

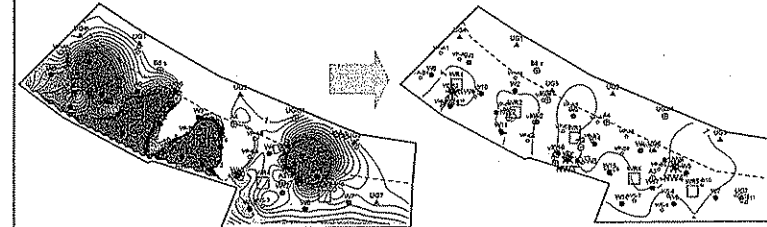
2 事案の状況

行政代執行による地下水浄化(H15～H19)

平成15～19年度の5年間で遮水壁内外の汚染地下水を浄化

【目標】

- ①汚染地下水の拡散防止対策
- ②遮水壁内の汚染地下水の浄化(管理型処分場レベル)
- ③遮水壁外の汚染地下水の浄化(環境基準レベル)



浄化開始前 H15.3 H20.3
 基準値超過倍率 92 基準値超過倍率 1.1

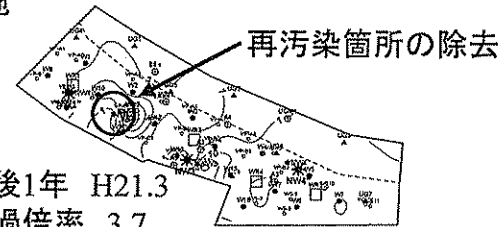
●平成19年度末で汚染地下水の目標レベルまでの浄化を達成
 平成13～19年の総事業費 約14.7億円(うち5.1億円が国からの支援)

地下水のモニタリング(H20)

平成20年度は揚水を停止し、地下水のモニタリングを実施したところ、遮水壁の内外でベンゼン等の一部物質の濃度の上昇を確認

揚水の再開と汚染源対策(H21)

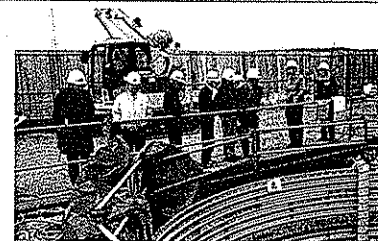
平成21年度は汚染地下水の揚水再開と、さらなる安全の確保のために、遮水壁内の再汚染箇所を除去する措置を実施



揚水停止後1年 H21.3
 基準値超過倍率 3.7



掘削されたドラム缶(溶剤を確認)



住民への現地説明会(H22.2.16)

3 今後の対応

支障状況等調査による新たな汚染の判明

平成21年11月30日付けの環境基準の改定に伴い、新たに3項目が追加されたため、調査を実施したところ、このうち1,4-ジオキサンが環境基準を上回る濃度で検出されました。

1,4-ジオキサン検出状況(平成22年1月～5月)

	遮水壁内	遮水壁外	放流水	放流先河川
検出地点	38/39地点※	25/57地点※	---	下流約10m
最大値	18mg/L(360倍)	2.7mg/L(54倍)	0.6mg/L	0.26mg/L(5.2倍)
環境基準	0.05mg/L	0.05mg/L	---	0.05mg/L

*検出地点は、環境基準超過地点数/全調査地点数

- ①遮水壁内のほとんどの地点で環境基準を超過
- ②遮水壁外では不法投棄地に近接する箇所環境基準超過
- ③放流水及び放流先河川でも検出

(1,4-ジオキサンの性状等について)

1,4-ジオキサンは、合成皮革用溶剤、塩素系溶剤の安定剤として産業界で広く使用されました。
 発がん性が疑われる物質とされ、微生物によってもほとんど分解されません。
 【毒性】メダカの成長試験:最大無影響濃度 100mg/l以上
 レタスの発芽能力:毒性閾値(最小値)1,450mg/l

現場対応

現有的水処理施設では1,4-ジオキサンの処理機能がないことから、汚染地下水の揚水を停止(H22.3.30～)

関係者への状況説明

桑名市、地元住民代表、内水面漁協に状況を説明し、当面の対応について理解を得ました。(H22.4.12)

措置命令の発出と緊急対策の実施

- ① 1,4-ジオキサンは、地下水の流動により周辺に拡散することから、汚染井戸から地下水を揚水し、汚染井戸周辺の地下水の流動を制限することで汚染の拡散を防止できます。
- ② 現有的水処理施設は、1,4-ジオキサンを浄化する処理機能がないことから、緊急措置として処理機能を付加する改良を行い、汚染地下水の揚水を再開させる必要があります。
- ③ このため、平成22年6月15日に原因者に対して、「地下水を汚染する廃棄物の撤去」等の内容とする措置命令を発出しましたが、履行ができないとの意思を示していることから、県として行政代執行による支障除去に取り組んでいくこととし、併せて国に対して産廃特措法に基づく財政支援を要請していきます。
- ④ また、恒久的な安全確保のために、北海道大学に研究委託を行うなど、技術的な検討を進めていきます。

1,4-ジオキサンの検出状況 (各箇所における最大値)

- : 環境基準超過箇所(10倍以上)
- : 環境基準超過箇所
- : 環境基準適合箇所
- : 未調査箇所

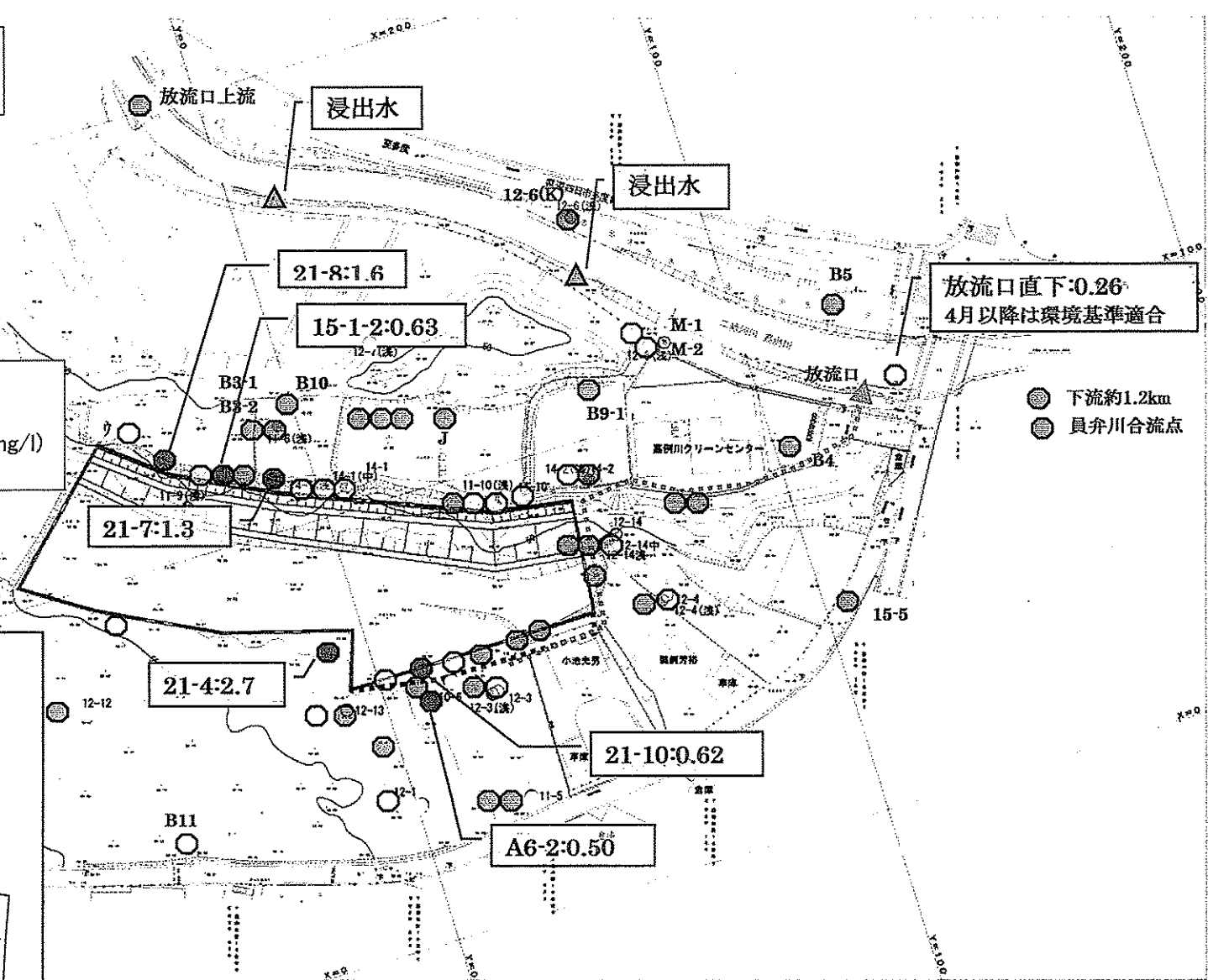
地下水・河川水的环境基準 0.05mg/l

- : 10倍以上の地点の検出濃度 (単位:mg/l)
- 黒字は、井戸名称

遮水壁内の検出状況

W10 7.8mg/l W2 18mg/l
W3 4.8mg/l

加重平均濃度 2.1mg/l
(環境基準の42倍)



放流口直下:0.26
4月以降は環境基準適合

- 下流約1.2km
- 員弁川合流点

7-2. 四日市市大矢知・平津事案に係る今後の対応

1. 三者協議による地元理解への取組

大矢知・平津事案については、平成19年1月31日に原因者に対して廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令を発出し、履行指導を継続しているところです。

一方で、今後に見込まれる環境修復事業の実施に向けては、地元の理解のもとに計画を検討していくことが重要であることから、地元、学識経験者、行政が、建設的なリスクコミュニケーションを通じて周辺的生活環境の保全と地元住民の安全・安心を確保していくための「三者協議」を、地元理解の中核に据えて取り組んでいます。

2. 三者協議における協議事項

(1) 「補完的調査」の実施

これまでの調査結果の評価を踏まえ、円滑なリスクコミュニケーションを図っていくうえで必要となる事項について「補完的調査」を実施することとし、第6回三者協議（平成22年1月29日）において、その「調査スケジュール」が地元合意されました。本調査では、平成21年度から23年度にかけて、三重県グリーンニューディール基金を活用し、①帯水層確認調査、②地下水位・降雨量連続観測調査、③中溜池底質調査、玄米含有量調査などを実施していくこととしています。

また、第7回三者協議（平成22年5月31日）では、①帯水層確認調査において、掘削井戸のボーリング結果により、不適正処理箇所の浸透水の影響を受ける第2帯水層が伊勢湾側に深く落ち込んでいることが確認され、処分場東側において第2帯水層が地上に影響することはないことなどが報告されました。

(2) 「リスク評価表」に基づく環境リスクの評価

リスクコミュニケーションのベースとして、リスクごとの状況とその評価、対策の要否と対策の考え方などをわかりやすくまとめた「リスク評価表」を作成していくこととし、第7回三者協議でその骨格が地元合意されました。

(3) 廃棄物埋設区域確認調査

処分場北東部の隣接区域で実施する廃棄物埋設区域確認調査について、試験的先行調査結果の速報を、第7回三者協議で報告しました。

3. 今後の対応

地元代表者からは、平成22年9月頃に予定している第8回三者協議において、リスクの状況及びその評価に応じた対策の基本的考え方を「リスク評価表」によって地元を示すよう求められています。

また、学識経験者間における協議の過程を地元に提示し、地元の要望を反映させながら議論を進めていくよう求められています。

県としては、こうした建設的で双方向のリスクコミュニケーションを通じて、当該事案に係る様々な課題解決に向けて取り組んでいくこととしています。

(参考) 四日市市大矢知・平津事案

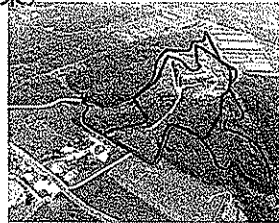
1 概要

1 事案の概要

- (1) 場所：四日市市大矢知・平津町地内
安定型最終処分場
- (2) 埋立期間：昭和56年～平成6年10月
- (3) 原因者：(有)川越建材興業
- (4) 面積・投棄量：約95,000m²／約2,620,000m³
(許可面積等58,854m²／1,320,000m³)
- (5) 許可埋設物：廃プラスチック、陶磁器くず、鉍さい等

2 有害物質の主な検出状況(県調査結果)

- (1) 投棄された廃棄物<溶出試験>
埋立判定基準値以下
- (2) 投棄地内地下水
ベンゼン 0.057mg/l(環境基準の5.7倍)
砒素 0.027mg/l(環境基準の2.7倍)
- (3) 周辺地下水
砒素 0.28mg/l(環境基準の28倍)
ベンゼン 0.017mg/l(環境基準の1.7倍)
- (4) 専門家の評価
直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策が必要



青：許可区域 赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

2 事案の状況

措置命令(H19.1.31)

- 【対象者】(有)川越建材興業 及び 代表者個人
(H21. 5. 18付けで解散登記、清算法人に移行)
- 【着手期限】H19. 6. 30(延長後:H19. 12. 28)
- 【履行期限】H20. 12. 30
- 【命令内容】
 - ① 廃棄物の飛散流出防止対策
 - ② 雨水浸透抑制のための覆土及び管理
 - ③ 雨水排除のための排水路等の整備及び管理

原因者に対する履行指導(延べ18回の文書指導等)

- ・平成19年度 5回の文書指導を実施
- ・平成20年度 5回の文書指導を実施
平成20年6月16日、9月1日、12月9日
具体的スケジュールを含む実施計画書の提出及び履行期限の遵守など
- 平成21年1月20日、3月24日
履行期限の延長を認めず、早期に履行に着手することなど
- ・平成21年度 7回の文書指導を実施
- ・平成22年度 1回の文書指導を実施(5月19日)

I 三者協議に至る経緯

- (1) 平成18年10月12日：地元住民から公開質問状の提出
・地元住民の指定場所でのトレンチ調査の実施等の要望
- (2) 平成19年6月11日
・原因者の費用負担による掘削調査の実施を地元と合意
- (3) 平成20年7月7日：掘削調査等の結果に係る地元説明会
・学識経験者から、調査結果に対する評価等を説明
・地元・学識経験者・行政の三者で協議していくことで合意

II 三者協議の開催状況

- (1) 平成20年10月20日：第1回三者協議
・協議の進め方や学識経験者の招致等について合意
- (2) 平成20年12月15日：第2回三者協議
- (3) 平成21年3月26日：第3回三者協議
・今後必要と考えられる調査等を「コーディネータ素案」として地元へ提示することで合意
- (4) 平成21年7月13日：第4回三者協議
・次回の三者協議で、「コーディネータ素案」に基づく具体的な「調査実施計画案」を地元へ説明することで合意
- (5) 平成21年10月26日：第5回三者協議
・「調査実施計画案」に基づく調査の実施について合意
・将来の土地利用も含めた対応も並行して検討すべきとの地元意見が提起

- (6) 平成22年1月29日：第6回三者協議
・「調査スケジュール」と「工法例のイメージ図」について協議
・地元からの要望により、安全・安心を確保するための「リスク評価表」を作成し、これを基に議論を進めていくことで合意
- (7) 平成22年2月23日：大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議及び合同視察
・地元代表者と知事が面談
・両地区連合自治会長連名の当事案の解決に向けた決議文を採択
・知事は「県が責任を持って対処していく」旨を挨拶で表明
- (8) 平成22年5月31日：第7回三者協議
・「リスク評価表」の骨格(フレーム)について合意
・学識経験者間協議で「リスク評価表」の内容について、地元意見を反映のうえ、解りやすい形でとりまとめることを合意
・帯水層確認調査におけるボーリング調査結果(第2帯水層の確認状況)を報告
・廃棄物埋設区域確認調査の試験的先行調査結果の報告と本格的調査の実施に向けたスケジュール等を報告
- (9) 平成22年9月：第8回三者協議(予定)

3 今後の対応

1 地元・学識経験者・行政による「三者協議」の開催

平成20年7月7日に開催された掘削調査等の結果に係る地元説明会において、今後の対応については、地元・学識経験者・行政の三者で協議していくことで合意されました。これを受けて、三者協議を開催しており、引き続き、建設的かつ双方向のリスクコミュニケーションを進め、地元の皆さまのご理解、ご納得を得るとともに、不安感の払拭などに取り組んでいきます。

※三者協議の主な協議事項

- ① 地元主導の掘削調査結果及び県調査結果をふまえた対応
- ② モニタリング調査結果をふまえた対応
- ③ その他、地元住民の安全・安心を確保するために必要な事項

○今後の予定

- (1) 「調査実施計画」に基づいて実施する補完的調査について、三者協議等の機会を活用して、現地説明会や中間報告などを行います。
- (2) リスクの状況とその評価、及び対策の必要性などをとりまとめた「リスク評価表」を基に、具体的な対策内容等について、地元の皆さまも参画する中で議論を進めていきます。

2 「調査実施計画」に基づく補完的調査の実施等

(1) 「調査実施計画」に基づく補完的調査の実施

第5回三者協議で合意した「調査実施計画案」に基づき、三重県グリーンニューディール基金を活用し、周辺環境への影響等を把握するための調査を実施します。(平成21年度～平成23年度)

- ① 帯水層確認調査(ボーリング調査)
- ② 地下水位・降雨量連続観測調査
- ③ 周辺地下水等に関する水質調査
- ④ 中溜池等底質調査
- ⑤ 玄米含有量調査
- ⑥ 地質解析、地下水解析

(2) 処分場隣接区域における廃棄物埋設区域確認調査の実施

処分場北東部の隣接区域の廃棄物埋設区域を確認するため、掘削調査を実施します(平成22年度)。

一部区画において、平成22年5月に試験的に先行して掘削調査を実施しました。その結果を踏まえて、調査手法を学識経験者間で検討し、本格的調査に着手します。

3 履行指導の継続等

引き続き、原因者に対する措置命令の履行指導を継続するとともに、土地所有者及び排出事業者に対する調査も進めていきます。

8. アスベスト廃棄物処理施設整備事業の廃止

1 経緯

(1) 伊賀市内の産業廃棄物処理業者は、平成18年に廃石綿（アスベスト）の無害化処理施設の整備を計画し、平成21年3月に、廃棄物処理法に基づく無害化処理に係る認定申請書を環境省に提出しました。

その後、環境省は、平成21年12月に当該処理業者に対して無害化処理の認定を行いました。

(2) このような状況の中で、環境省は、地域グリーンニューディール基金のアスベスト廃棄物処理施設整備事業に関する造成を行うにあたって、当該処理業者の事業も前提に約30億円を予算化し、うち、15億円を平成21年8月に三重県に配分しました。

2 事業の廃止と今後の対応

(1) 当該処理業者は、今後の廃石綿の無害化処理事業の実施にあたって採算が見込めない状況にあるとし、平成22年6月18日付けで、廃石綿の無害化処理施設の認定に関する廃止手続きを環境省に行いました。

(2) これに伴い、アスベスト廃棄物処理施設整備事業は廃止になることから、本事業分の基金上の取扱について、現在、環境省と協議を行っています。

※本事業分の県予算の状況（財源：三重県グリーンニューディール基金 15億円）

平成22年度 2.5億円（平成22年度当初予算で計上）

平成23年度 12.5億円

(参考) 地域グリーンニューディール基金事業

1 趣旨

地域環境保全対策費補助金等を都道府県等に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につながることを目的とする。

2 基金事業の内容

- ・地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業
- ・都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業 など
(アスベスト廃棄物処理施設整備事業など)

3 基金事業の期間

平成 21 年度～平成 23 年度

4 基金事業の額

(単位：億円)

	基金事業の総額	うち、アスベスト事業分
全体額	550億円	約30億円
うち、三重県の配分額	24億円	15億円

(注) アスベスト事業分の全体額は予算要求上の額であって、環境省担当課への聴き取り結果を記載した。

9. 県産材の利用

「緑の循環」を円滑にして、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林の適切な整備・保全とあわせ、林業の持続的発展に向けて県産材の利用を拡大することが不可欠です。

このため、県内の森林から原木を安定的に生産し供給するとともに、需要者が求める品質や規格の明確な製品を安定して提供する必要があることから、次のような取組を進めます。

1 県産材の安定的な生産供給体制の整備

県産材を低コストで安定的に生産供給する体制を整備するため、引き続き、がんばる三重の林業創出事業に取り組みます。

(1) がんばる三重の林業創出事業の推進

①平成21年度の実績

- ・県内7地域において森林組合、素材生産業者等で構成する地域活性化協議会が設立され、各地域における森林の団地化、施業の集約化等について合意し、「がんばる三重の林業」合理化計画が樹立されました。
- ・合理化計画に基づき、取組を進めた結果、48団地において間伐等の集約化が実施され、7,249m³の木材が合板工場や製材工場など19社との協定に基づき直送されました。

②平成22年度の取組

- ・森林の団地化・施業の集約化、作業道などの基盤整備、協定締結先への直送の推進を重点として、木材生産の低コスト化、流通の合理化に積極的に取り組みます。

【表-1】 がんばる三重の林業創出事業の実績と計画

		新規団地数	団地面積	搬出材積	直送木材量
平成21年度	計画	20団地	1,600ha	18,250m ³	3,800m ³
	実績	48団地	3,282ha	16,213m ³	7,249m ³
平成22年度	計画	25団地	1,000ha	33,750m ³	12,200m ³

2 県産材の需要拡大

「三重の木」をはじめとする県産材のさらなる需要の拡大のため、次の取組を進めます。

(1) 「三重の木」の利用拡大

① 「三重の木」の利用状況

- ・「三重の木」は、「三重の木」認証制度で定められた品質・寸法・乾燥の規格基準に基づき、認証製材工場が製材・加工した製品です。
- ・平成21年度の出荷量は、厳しい経済情勢等から新設住宅着工戸数が約3分の2に落ち込む中、認証事業者による利用拡大の取組などにより、前年度と同程度の8,668m³となりました。

②住宅ローンの活用

- ・現在、23金融機関が実施している「三重の木」使用による住宅ローンの金利引下げについて、新聞・雑誌広告などによりさらに普及・広報します。

③関東地区での需要拡大

- ・11月17日～19日に東京ビッグサイト（東京都江東区）で開催されるジャパンホーム&ビルディングショー2010において、セミナー等を開催し、「三重の木」の品質の良さ等を関東地区の事業者へPRし販路拡大等につなげていきます。

④三重県木材CO2固定量認証制度

- ・木材利用の環境貢献度を「見える化」できる三重県木材CO2固定量認証制度の広報・普及とあわせて、民間商業施設等での県産材使用に対する支援を行い、県産材の利用を広くPRします。

【表-2】「三重の木」の製材工場からの出荷量

年度	H18	H19	H20	H21	H22
目標	—	7,000m ³	8,500m ³	10,000m ³	10,000m ³
実績	5,137m ³	8,416m ³	8,740m ³	8,668m ³	—

(2) 公共建築物での県産材利用の促進

- ・本年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、国では、「低層の公共建築物を原則として全て木造化する」こととなりました。
- ・本県においても、法律の趣旨を踏まえ、木材利用に関する基本方針を定め、建築計画段階から積極的に県産材利用を働きかけます。

【表-3】平成21年度新築等公共建築物における県産材利用量

種類	県産材利用量 [県産材利用施設数 / 全施設数]	
県有施設	224m ³	[13 / 28 (木造 8+非木造20)]
市町施設	824m ³	[19 / 44 (木造14+非木造30)]

(3) 新たな用途での県産材利用の促進

①木製トレイの実用化開発

- ・県産材の新たな用途として、環境にやさしく循環型資材である木製トレイの実用化開発に取り組みます。

②木質バイオマス利用促進

- ・林地残材等の効率的な収集システムを確立するための実証実験やエネルギー利用などの実用化にむけた検討を行います。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

* 低層の公共建築物については原則として全て木造化を図る

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

10. 生物多様性の保全に向けた新たな取組

1 生物多様性の保全の必要性

私たちの「いのち」と「くらし」は、生物多様性を基礎として成り立っており、生物多様性が保全されなければ、持続的な社会を築くことは不可能です。

生物多様性国家戦略2010では、わが国の生物多様性の危機として、人間による3つの危機 ①人間活動や開発による危機 ②里地里山などにおける人間活動の縮小による危機 ③人間により持ち込まれたものによる危機、及び地球温暖化による影響をあげています。

当県においても、現状と課題を踏まえ、生物多様性の保全を通じて、現在だけでなく、次世代にも自然からの恵みを継承していくことが必要です。

2 生物多様性地域戦略

(1) 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法（平成20年6月施行）において、「県は生物多様性の基本的な計画（地域戦略）を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、三重県における生物多様性の保全等に関する基本的な計画として、自然環境保全審議会、パブリックコメント等にて意見をいただきながら平成22年度中に策定する予定です。（※別紙参照）

(2) 策定スケジュール（案）

- ①自然環境保全審議会 5月25日諮問、平成23年1月答申
- ②パブリックコメント 9月予定
- ③9月会議常任委員会 中間（案）説明
2月 " 最終案報告

3 生物多様性の普及・啓発

(1) COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）への参加

①COP10 エクスカーションの開催

平成22年10月11日から名古屋市内で開催されるCOP10の参加者を対象とした、県内向けエクスカーションを実施します。

- 菟野町地域（日帰りコース）10月23日実施（予定）
- 伊勢志摩地域（1泊2日コース）10月23日、24日実施（予定）

②白鳥地区屋外展示場への出展

平成22年10月11日から29日までの間、名古屋市内で開催されるCOP10の関連イベントとして白鳥地区屋外展示ブースに出展し、本県の生物多様性に関する取組事例や公式エクスカーションの案内等情報発信を行います。

(2) シンポジウムの開催

地域戦略策定に併せて、県民のみなさまに「生物多様性」について理解を深めていただくとともに、その保全に向けた活動の契機となるよう、シンポジウム等を開催し、「生物多様性」に関する認知度の普及を図ります。(9月予定)

【参考】

COP10 (生物多様性条約第10回締約国会議)

COP10は、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」の次の世界目標(ポスト2010目標)やABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する国際的枠組の検討など、世界の生物多様性の将来を左右する重要な会議です。

- ・ 開催日時：平成22年10月11日から29日まで
- ・ 開催場所：名古屋市熱田区「名古屋国際会議場」
- ・ 参加規模：約7,000人(各国政府関係者、国連関係者、NGO、マスコミ、市民等)

基本理念

私たちの「いのち」と「くらし」は、生物多様性を基礎として成り立っており、生物多様性が保全されなければ、持続的な社会を築くことは不可能です。三重県ならではの豊かな生物多様性を保全するために、県民、事業者等の理解と参加を促し、また県民・事業者・行政が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組の輪が広がることにより、それぞれの特性に応じた生きものの生息・生育環境が保存され、人も生態系の一員であることを理解し、生物多様性の保全を進めている地域社会をめざします。

I 生物多様性とは

生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることであり、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があります。

①生態系の多様性 森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることなど。	②種の多様性 地域に特有の様々な種類の生き物がいること。	③遺伝子の多様性 同じ種類の生き物にもそれぞれの個性があること。
--	---------------------------------	-------------------------------------

II 生物多様性を取りまく現況と課題（グローバルな視点）

3つの危機

①第1の危機

人間活動や開発による危機

（例：鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、河川の直線化・固定化や農地の開発などによる広大な氾濫原、草原や湿地の消失）

②第2の危機

里地里山などにおける人間活動の縮小による危機

（例：薪炭林や農用林などの二次林、採草地などの二次草原、里地里山、人工林の縮小）

③第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

（例：ジャワマンングース、アライグマ、オオクチバスなど）

○地球温暖化による危機

生物多様性条約

生物多様性基本法

国家戦略

III 三重県の現状と課題

現状

- 1 三重県の自然環境
地形・気候・野生生物
主要な希少野生動物生息生育地
- 2 自然環境保全地域
- 3 鳥獣保護区
- 4 天然記念物

課題

①人間活動に伴う環境への負荷や森林・農地の他用途への転用、土地造成や埋め立て等による湿地や干潟の減少など人々の活動によって身近な自然が損なわれています。

②里地・里山等の管理不足や放置による影響等により、絶滅の危機が増大している種や生息環境等が変化すれば容易に絶滅の危機が増大するなどの希少な野生動物種が数多く上っています。

③県内で多くの特定外来生物や要注意外来生物が確認されています。

④地球温暖化の原因である温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量は、国際的な基準年である1990年（平成2年）に比べると大きく増加しています。

⑤近年、地域住民の保全活動への参加意欲など県民の自然環境保全に対する意識は高まっていますが、生物多様性に関する認知度は低調です。

IV 各主体の役割

【県の役割】地域戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取組（事業）を総合的かつ計画的に進めるとともに、情報提供に努めます。

【事業者の役割】生物多様性の保全と持続的な利用を、企業が自らの事業活動全般や社会貢献活動の中に組み込むよう努めます。

【県民の役割】生物多様性の重要性を一人ひとりが意識し、行動するよう努めます。

V 行動計画

《第1次地域戦略の5つの基本方向》

（平成23～26年度）

1. 個体数や生息生育地の維持・回復

開発などに伴う環境への負荷の増加により、野生動物の生息環境の悪化が進行し、野生動物の保護が課題となっています。
自然環境保全条例の的確な運用、自然公園・自然環境保全地域等の保全対策の強化等により個体数や生息生育地の維持・回復を図ります。

2. 里地里山・人工林等の継続的な管理や保全活動の活性化

高齢化や社会経済状況の変化により、里地里山や人工林等が手入れ不足となり、生物多様性が失われつつあります。
生物の多様性に配慮した森林の管理・整備等や活動団体のネットワーク化や県民が保全活動に参加しやすいシステムの構築をめざします。

3. 外来種による生態系の攪乱の防止

県内で多くの特定外来生物や要注意外来生物が確認されており、特に希少種の駆逐や生息環境の競合等が県内各地で問題となっています。
生息生育状況の調査や外来種に与える影響調査を実施し、保全すべき地域（自然公園の特別地域等）や、希少種等への影響が高い生物について、様々な主体と協働して駆除等を実施していきます。

4. 地球温暖化等による影響の対策

近年ツマグロヒョウモン等の南方系の昆虫が温暖化の影響を受けて、県内でも越冬しています。
大学や保全活動団体等との協働による動植物の変化調査を実施し、温暖化防止に向けて関係機関とも協働し推進していきます。

5. 生物多様性に関する認知度の普及

内閣府の調査によると、生物多様性の意味まで知っている人の割合は12.8%と高くありません。
活動団体等と協働して県内の豊かな生物多様性とふれあう機会を県民に提供し、また大学との連携や自然ふれあい活動指導者等を活用し生物多様性について、県民に周知できる人材の育成をめざします。

成果指標

成果指標

成果指標

成果指標

成果指標

VI 具体的な取組

◇県の取組

地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施

《具体例》

- 里地里山等の保全活動の促進
- 生物多様性に配慮した公共事業

◇事業者の取組

生物の多様性に配慮した事業活動の実施

《具体例》

- 環境配慮商品の開発

○工場敷地を活用したビオトープづくり

◇県民の取組

生物の多様性の保全のための取組の実施・協力

《具体例》

- 地域住民による生物の状況に関するモニタリング調査
- 河川の清掃や調査

11. 審議会等の審議状況（平成22年2月16日～平成22年6月6日）

（環境森林部）

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策計画部会
2 開催年月日	平成22年2月17日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 向井 征二 委員 太田 琳美 他9名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策実行計画の位置づけや計画策定スケジュールについて報告を行い、計画の検討の方向等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策計画部会
2 開催年月日	平成22年3月25日
3 委員	部会長 朴 恵淑 委員 市川 吉則 他12名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について。
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策推進計画（現行計画）の取組状況とその課題や取組方向等について、審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成22年3月26日
3 委員	部会長 竹内 恒夫 副部会長 加藤 征三 委員 井上 吉一 他5名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	三重県の廃棄物の現状や課題について報告を行った上で、循環型社会の構築に向けて取り組むべき方向について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成22年5月28日
3 委員	部会長 竹内 恒夫 副部会長 加藤 征三 委員 井上 吉一 他4名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	循環型社会の構築に向けて取り組む施策の体系整理や、取組の効果をみるための数値目標の項目について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

5 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成22年5月20日
3 委員	部会長 井村 秀文 部会長代理 太田 清久 委員 青木 民夫 他6名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	・三重県環境基本計画の総括について ・三重県環境基本計画の基本的な対応方向について 等 について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年3月11日
3 委員	会長 高橋 正博 委員 芹沢 俊介 他11名
4 諮問事項	藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業環境影響評価方法書
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（4月5日）

7 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成22年3月17日
3 委員	委員長 寺川 史朗 委員 北 尚子 他6名
4 諮問事項	・審議案件に係る今後の所有者等調査について
5 調査審議結果	・所有者等調査の対象範囲について意見をいただいた。
6 備考	

8 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成22年3月18日
3 委員	会長 山崎 忠久 委員 澤田 美恵子 他10名
4 諮問事項	三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部改正について
5 調査審議結果	一部条例改正の説明及びパブリックコメントの実施について事務局から説明し、各委員から意見をいただいた。
6 備考	その他報告事項として、生物多様性地域戦略について説明しました。

9 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成22年5月25日
3 委員	会長 山崎 忠久 委員 大西 かおり 他10名
4 諮問事項	①三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部改正について ②生物多様性地域戦略について
5 調査審議結果	①パブリックコメント実施の結果等について事務局から説明し、各委員から答申に向けて意見をいただいた。 ②生物多様性地域戦略（骨子案）について事務局から説明し、各委員から意見をいただいた。
6 備考	